

付録Ⅰ．書面調査で参照する書類の例

1. 確認申請書（建築確認済証等の図書＝図Ⅰ－1）からの読み取れる事項（耐火要求、内装制限など）

建設時期（確認済証の交付日）・建築場所・建築物の主要用途・工事種別・延べ面積・建築物の構造・建築物の階数・防火地域及び屋根、外壁、軒裏の仕上げなどの内容を確認する。

例えば、防火地域、準防火地域において、一定規模（延床面積・階数）以上の建築物は、耐火建築物または、準耐火建築物としなければならない。また、不特定多数のひとが使用する建築物（劇場・集会場など）、火災の発生するおそれ大きい建築物（旅館・共同住宅など）、公害その他の影響の大きい建築物（工場・危険物貯蔵庫など）で一定規模（該当用途に供する部分の床面積・階数）以上の特殊建築物は、耐火建築物または、準耐火建築物としなければならない。

鉄骨造の建築物については、耐火建築物とするために、主要構造部（柱・梁・壁・床・屋根・階段）を耐火構造または、政令で定める技術的基準に適合しなければならない。

この場合、建築年度によっては石綿含有耐火被覆板を使用している可能性がある。

準耐火建築物とするために、防火区画、異種用途区画などの主要構造部に、石綿含有吹付け材及び石綿含有建材を使用している可能性がある。

また、鉄筋コンクリート造でも、ボイラー・空調機械室等の壁、天井に吸音材として石綿含有吹付け材を使用することが多いので注意が必要である。

2. 設計図書等（設計図、確認申請書等（確認済証）、竣工図、竣工図書類（材料納入時の写真等）、維持保全・改修記録等）からの読み取れる事項

意匠図（特記仕様書・内外装仕上表・配置図・平面図（防火区画の確認）・立面図・断面図・天井伏図・平面詳細図・断面詳細図・矩計図・各種詳細図・什器備品関連図）や設備図（配管図・貫通部分詳細図等）より、調査対象となる範囲の関係部分を抜き出し、確認する。

3. 特記仕様書から確認する事項

特記仕様書で、工種ごとに施工方法を指定しているので、石綿に関係する部分を抜き出す。また、メーカーを数社指定・推奨していることがあるので確認する。

4. 各種詳細図・什器備品関連図からの読み取れる事項

上記の書類以外でも、残存する書類があれば全て確認し、調査対象となる範囲の関係部分を抜き出す。

5. 書面調査の留意点

各図面等においては、建物用途などに応じて想定しながら確認する。

副 確認申請書 (建築物)

※ 確認 欄 通	この申請書及び添付図書に記載の建築物の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので通知します				
	確認番号 第 号	建築主事			
確認年月日	昭和 年 月 日		⑩		
1. 建築主住所氏名	① 建築主の住所・氏名		電話 番		
2. 代理者 氏名 住所 氏名 建築士事務所名	② 設計者(設計事務所)の住所・氏名 工事施工者の住所・氏名		電話		
3. 設計者 氏名 住所 氏名 建築士事務所名			電話		
4. 建築設備に関し意見を 聴いた者の住所氏名			電話 番		
5. 勤務先名			電話 番		
6. 工事監理者 氏名 住所 氏名 建築士事務所名			電話 番		
6. 工事施工者 氏名 住所 氏名			電話 番		
7. 確認の特例	1 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の特例の適用の有無 有・無 適用があるときは建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分 第1号、第2号、第3号、第4号 2 建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる住宅に該当するときは、当該住宅に係る型式指定番号 第 号				
8. イ、地名地番 敷地の位置	③ 建設地の住所				
ロ、用途地域	商業	※ 二、その他の区域、 地域、地区、街区	市街化区域		
ハ、防火地域	④ 防火種別				
9. 主要用途	⑤ 用途		10. 工事種別 (新築) 増築、改築、移転、用途変更、 大規模の修繕、大規模の模様替		
	申請部分	申請以外の部分	合計 14. 敷地面積との比		
11. 敷地面積	⑥ 敷地および建物の面積		※建ぺい率 %		
12. 建築面積			※容積率 %		
13. 延べ面積					
15. 工事着手予定日	昭和 年 月 日	16. 工事完了予定日	昭和 年 月 日		
17. その他必要な事項	⑦ 建設時期				
18. 建築物別概要(第 号)	イ、用途	⑧ 用途		⑩ 屋根・外壁・ 軒裏の仕上げ	
	ロ、工事種別				
	ハ、構造	⑨ 構造			
	階別	階	階	階	合計
	ト、申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²	m ²
	床面積合計	m ²	m ²	m ²	m ²
	チ、柱の小径	× cm	× cm	×	m
	リ、横架材間の垂直距離	m	m		ワ、最高の骨の高さ m
	ヌ、階の高さ	m	m	m	ウ 居室の床の高さ m
ル、居室の天井の高さ	m	m	m	エ (便所の種類) (水取) (改良)	
タ、建築設備の種類	電灯・ガス・給水・排水・換気・暖房・冷房・消火・煙突・昇降機 避雷針・防火区画・防火戸・浄化槽・排煙 非常用の出入口				

図 I - 1 確認申請書 (1992 年頃までの書式)

関係通達・参考図書

- 石綿建材の判定方法に関する石綿作業主任者等を対象とした講習会 座学講習会用配布テキスト（平成30年3月訂正、平成29年度厚生労働省委託事業）
- 建築物石綿含有建材調査マニュアル（国土交通省、平成26年11月）

付録Ⅱ．現地調査の留意事項

次に示す事項は、現地調査で留意すべき代表的な事項を並べている。実際の現場では、これら留意事項に加えて、過去の経験、建築の知識に頼ることなく、網羅的かつ下地等、表面からでは見えない部分まで確実に確認することが必要である。《平成 25 年 1 月 7 日 基安化発 0107 第 2 号》

《基本的な確認事項》

1. 現場においての平面・配置等、間取りの確認など整合性を確認した後、現場使用の製品情報（仕様）などの確認を行う。特に成形板などにおいては裏面、小口などに製造メーカー・商品名・不燃番号・JIS 番号・ロット番号など使用材料の詳細な情報が記されている場合が多い（写真Ⅱ－1・2・3・4）。

これらの情報を基にその建材における石綿含有情報を洗い出すのと同時に、調査建物の竣工年、改造・改修年などの確認も行う。



写真Ⅱ－1 不燃番号等表記



写真Ⅱ－2 ロット番号



写真Ⅱ－3 パルプセメント板



写真Ⅱ－4 小口への刻印

2. 平成元年7月以降に生産された石綿含有建材は「a」マークが業界自主規制として表示されている。ただし、平成7年1月までは5%以下、平成16年9月までは1%以下の石綿含有建材は規制されていないことから「a」の記載はない。したがって、この時期の建材は、「a」マークが表示されていないことをもって「ゼロアスベスト」と判定はできないことから注意が必要である。《平成17年3月30日 環産発第050330010号》

- ・「a」マークによる確認（写真Ⅱ－5）
- ・防火材料認定番号等による確認（写真Ⅱ－6）
- ・ボード寸法・断面小口による繊維確認（燃焼試験等）（写真Ⅱ－7・8）



写真Ⅱ－5 「a」マーク



写真Ⅱ－6 不燃番号・ロット番号等



写真Ⅱ－7 切断面

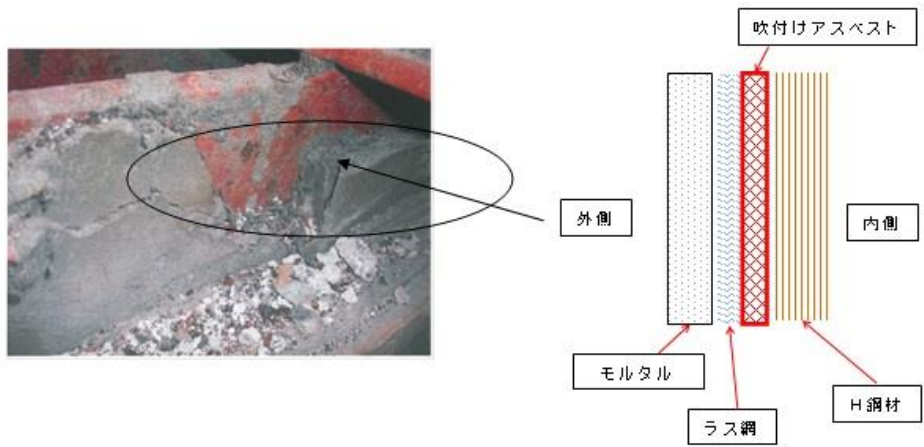
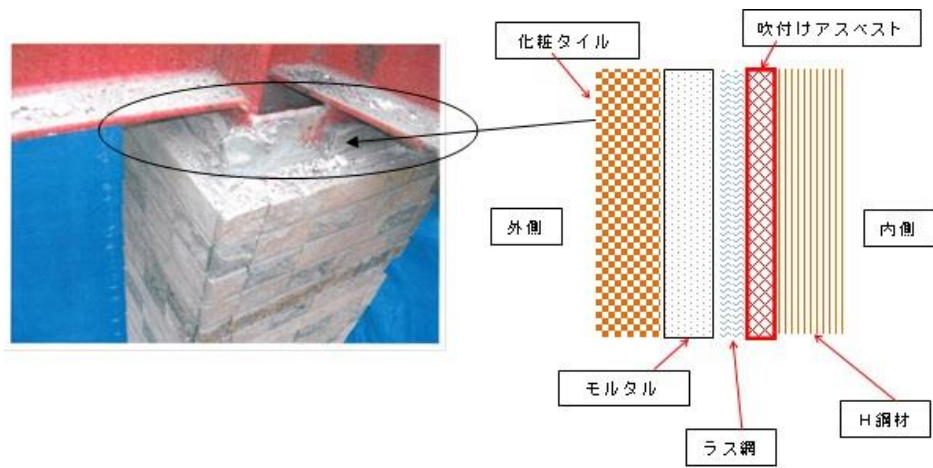


写真Ⅱ－8 燃焼試験

《見落とししやすい例》

3. 次のように内装等の内側に石綿建材が隠れている例や、一区画のみ石綿建材が使用され見落とししやすい例がある。

- ・内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- ・石綿含有吹付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる例
- ・耐火建築物、鉄骨梁への耐火被覆吹付けロックウール施工時に他部材へ吹きこぼれた例（または、これらを見落とし、天井上吹付けロックウール等の脱落・堆積物を見逃す例）
- ・鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- ・鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹付け材の周囲をブロック等で意匠的に使われている例（写真Ⅱ－9）
- ・天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹付け材が使用されている例
- ・煙突内部が綿状ではなく、成形板の形状の断熱材を見間違ふ例（写真Ⅱ－10・11・12）
- ・外装（外壁や柱）のボードや金属パネルの内側に耐火被覆板が使用されている例
- ・鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿含有ロックウール等が吹き付けられている例



写真Ⅱ-9 鉄骨造の柱の石綿含有吹付け材



写真Ⅱ-10 ハイスタック煙突断熱材



写真Ⅱ-11 煙突用断熱材ハイスタック (2分割)



写真Ⅱ-12 ライナー付きカポスタック
煙突断熱材



写真Ⅱ-13 電気配線部分隙間閉鎖

- ・外壁とコンクリート床の取り合い（上階と下階を区画する）の層間塞ぎとして詰められモルタル等で仕上げられている例
- ・防火区画の貫通部（給排水及び電気設備）に石綿吹付け材・石綿含有建材等が使用されている例（写真Ⅱ-13）
- ・準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などのために、建物全体の主要構造部（柱、梁、床、階段）の耐火被覆ではなく、建物の一部分の主要構造部（柱、梁、床、階段）に耐火被覆として石綿含有の吹付け材を使用している例
- ・敷居のない大フロアで奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている例
- ・石綿含有吹付け材が使用された機械室や地下フロア等が用途変更により石綿含有吹付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている例
- ・防耐火構造認定にあるように、壁・天井・柱等に、下地構造にもよるが複層板や同種成形板の複層張り、また、異種成形板の複層張りが存在する例
- ・階段裏の石綿含有の建材をプラスチックシートで養生の上、岩綿吸音板で張仕上げをしている例
- ・RCの内壁に青石綿が吹き付けられ（想定：改修時など）その上にラス網を張りモルタル+ラスター塗り仕上げが行われている例（写真Ⅱ-14）
- ・配管保温材のエルボー部のみならず、直管部に石綿含有保温材が使われていた例（写真Ⅱ-15）
- ・ALC板の層間塞ぎにロックウール充填が図面に指示され、充填忘れもしくは外れている状況（写真Ⅱ-16）などがある。近くにはファスナー部の耐火被覆を見ることもできるが非常にわかりづらい例（写真Ⅱ-17）である。
- ・玄関のひさしの中、ガラリ内（結露防止や震動音防止のため）、シャフト内、パイプスペース、カーテンウォール裏打ち（写真Ⅱ-18）
- ・目の高さのない非常に細部のキャンバス継ぎ手（写真Ⅱ-19）、機械室、最上階天井裏スラブ、防火壁の欠き込み部分変電器裏の見えない部分に石綿等が吹き付けられている例
- ・けい酸カルシウム板第二種は、多くは耐火被覆として使用されている（写真Ⅱ-20）（施工中）があるが、表面は塗装したり化粧紙を貼っているために、外部からでは分かりにくい場合がある。なお見落としやすい例ではないが、学校の教室、廊下の柱にけい酸カルシウム板第二種が使われた例（写真Ⅱ-21）

- ・外壁などの外部、サッシ廻り・目地のコーキング剤、煙突、屋上ルーフィングなどに留意する。
- ・煙突用断熱材の調査における注意点として、昭和 52 年より、ライナー層と断熱層の二重構造となったため、一見すると、スレート管があるだけで、断熱材はないものとして見落としがちである。内部に断熱材がないか確認することを忘れてはならない。(昭和 39 年以降煙突用断熱材が存在するが、昭和 52 年までは、断熱材が露出した施工方法であるため、目視による確認がしやすい。)

(カポスタック) アモサイトフェルト状とライナー付き二重構造製品がある。

(ハイスタック・パールスタック) ライナーだけの煙突断熱材があることも見逃してはならない。

- ・システムキッチンのシンク裏側に防音塗料が使っておりアスベストが含有している例
- ・観客席天井仕上げの下地リブラス張りに吹き付けられた石綿の一部が、リブラスの編み目を通り抜けるなどして、吊りボルトや金物、天井建材などにも付着・堆積している例
- ・梁をモルタルで仕上げられた際に、天井に吹き付けられた石綿をモルタルが噛み込んでいて、その部分の除去が漏れている例

なお、上記はあくまで一例であり、見落としやすい例は他にも多々あるので事前調査に係わる調査者の中でも専門資格者（建築士・建築施工管理技士・分析技術者・石綿対策工事関係者等）なるべく多くの者が豊富な経験や知識をもって協議できる場を設けて、見落としやすい石綿の吹付け材等の事例に関する情報を共有（蓄積）し、漏れがないよう事前調査を行うこと。

※ 「石綿含有吹付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、湿式石綿含有吹付け材と仕上げ用としての吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。



写真Ⅱ-14 壁の中に青石綿が吹かれラス網の上モルタル+プラスター塗り仕上げ



綿テープ類を剥した処すべてに練り保温材が施工されていた。

写真Ⅱ-15 直管部分にも使われる配管保温材



写真Ⅱ-16 スラブ層間塞ぎ充填材なし



写真Ⅱ-17 ファスナー耐火被覆



写真Ⅱ-18 カーテンウォール裏打ち断熱材



写真Ⅱ-19 キャンバス継ぎ手



写真Ⅱ-20 けい酸カルシウム板第二種を耐火被覆として使用している例
(この施工例は石綿無含有製品)



写真Ⅱ-21 鉄骨造校舎 教室・廊下の柱 長年の接触により欠損している

《よく使われている箇所》

4. 断熱材・保温材等については、壁の中ならびに天井裏等を確認する必要があることに留意する。特に配管保温材においては配管エルボだけではなく、直行部分、直管部分、バルブ部分も確認する必要があることに留意する。
5. 天井裏（ふところ）等にある配管やダクトパッキン等を確認する必要があることに留意する。
6. 防火区画・異種用途区画の床・壁の使用材料及び、床・壁の貫通部分の穴埋め材料の確認する必要があることに留意する。耐火建築物または準耐火建築物において、高層区画・階段、EV昇降路、ダクトスペース等の堅穴区画に該当する場合は、床・壁等を準耐火構造以上にしなければならない（高層区画は耐火構造としなければならない）。したがって、不燃材料を使用しなければならないことから、石綿含有建材の使用されている可能性があるため注意が必要である。
また、配管・ダクト・電気管の貫通部分には不燃材料がよく使用されている。さらに耐火性能を確保するために石綿含有吹付け材・耐火シール等を施工することがあるが、見落としがちなので、注意が必要である。

《応急措置》

7. 一次調査・二次調査において確認された吹付け石綿等は、露出部の劣化状況が不良で、人の出入りがある場所の場合は、使用者・利用者がばく露する危険性があるため、緊急に使用停止・閉鎖等の措置を講じた上で、状況把握に努め、かつ対策措置の検討を早める必要があるため、破損状況を確認しておくことが望ましい。

〈目視により劣化状況の確認〉 毛羽立ち・繊維の崩れ・垂れ下がり・浮きはがれ・局部的損傷、欠損・層の損傷、欠損等を確認する。《改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006》

《調査を行う者のばく露防止対策》

8. 吹付け石綿等直下天井上に堆積した石綿等の粉じんが飛散しないよう十分に留意する。調査のために、点検口を開ける際に、点検口裏に堆積した石綿が飛散する危険性があるので、点検口廻りを簡易的な隔離養生する等の飛散防止対策を施す必要がある。

《平成 17 年 3 月 18 日 基発 0318003 号》

《環境負荷の低減》

9. できるだけ断熱材・保温材、成形板の「みなし」はせずに、裏面情報及び、納入時の写真等竣工図書等から確実なデータを読み取り、適切に一般産業廃棄物と「石綿含有産業廃棄物」を分別して環境負荷を軽減することが必要である。

《その他》

10. 石膏ボードなどはクロスや塗料などで二重張り、三重張りで化粧されているが、発注者の意向から事前調査時にクロスを全面的には剥がせないことがある。その場合、磁石を用いることでビスの位置を確認することもできる。

関係通達・参考図書

- 石綿障害予防規則の施行について（平成 17 年 3 月 18 日 基発 0318003 号）
- 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（平成 17 年 3 月 30 日 環廃産発第 050330010 号）
- 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～（平成 25 年 1 月 7 日 基安化発 0107 第 2 号）
- 改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006（（一財）日本建築センター、平成 18 年 9 月）

付録Ⅲ. 建築用仕上塗材のサンプリング

既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。

過去に重量の0.1%を超えて石綿を使用していた仕上塗材については、日本建築仕上材工業会が公表している「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関するアンケート調査結果」により石綿含有仕上塗材の種類、販売期間、石綿含有量が確認できる。

したがって、これらの情報をもとにヒアリング結果や当該現場での調査結果も併せ、石綿の有無が確認できる場合は、既存仕上塗材層を採取して分析を行う必要がない。ただし、設計図書の多くは特記仕様書において仕上塗材の一般名が記載され、数社の製造業者の中から製品を選択できるようになっているため、当該現場に使用された製品名を特定することは難しい。その場合は、既存仕上塗材層を部分的に採取して、分析を行い判定する。

試料の採取は粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しずつ剥離、採取する。施工部位の3か所以上から1か所当たり容量10cm³程度を目安に試料を採取し、密閉容器に入れ、それらを一まとめの試料として、試料採取履歴（表-4）として、採取試料の形状（断面の層状構造）等、必要事項を記録する。

なお、労働安全衛生法令では、石綿含有の建築用仕上塗材（及びその下地調製塗材）のうち吹付け施工のものが、石綿の計画届や作業届の対象となることとされているが、その際に建築用仕上塗材とその下地調製塗材を区別して石綿の含有の有無を分析できた場合は、石綿含有材料部分が吹付け施工か否かによりこの届出の要否が決まることとされている（平成30年1月29日基安化発0129第1号）。

1. 薄付け仕上塗材（砂壁状仕上げなど）の場合は、上塗材が使用されておらず、下塗材もほとんど層を形成していないので、仕上塗材と下地との界面にスクレーパやカッターナイフの刃先を入れ、仕上塗材を採取するのが一般的である。薄付け仕上塗材は、膜厚が薄いため、比較的広い面積の塗膜を採取する必要がある。
2. 複層仕上塗材（吹付けタイル仕上げなど）は、上塗材・主材・下塗材があるが、上塗材の厚さは塗料と同じ数十ミクロンであり、下塗材もほとんど層を構成していない。したがって、複層仕上塗材層のほとんどが主材部分であり、これをスクレーパ等で剥離することが一般的である。複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャーが付与されていることが多い。これらの凹凸部分を形成している主材は、どの部分であっても組成は均一である。また、複層仕上塗材は下地への付着強度が高いので、下地と主材層との界面からきれいに剥離除去できない場合が多いと考えられる。このような場合は、主材層を部分的に破壊して採取することとなる。
3. 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、上塗材がある場合と上塗材がない場合がある。上塗材があったとしても仕上塗材層全体に占める質量比は僅かである。厚付け仕上塗材の主材層は厚く、その組成も均一であることから主材層を部分的に採取すればよいと考える。厚付け

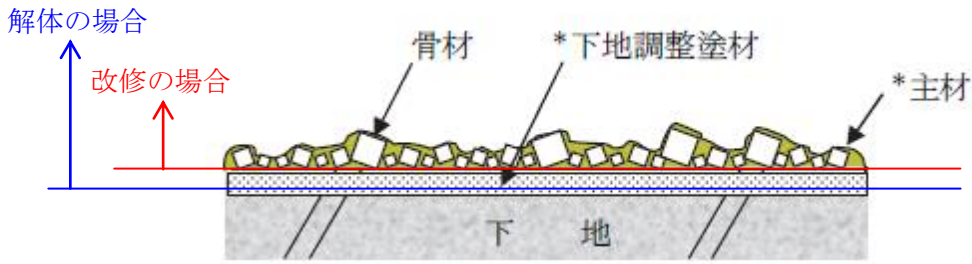
仕上塗材層と下地との界面で剥離採取することはかなり困難である。

塗り替え等の改修工事の場合は、分析用試料採取後、簡易補修を行う。

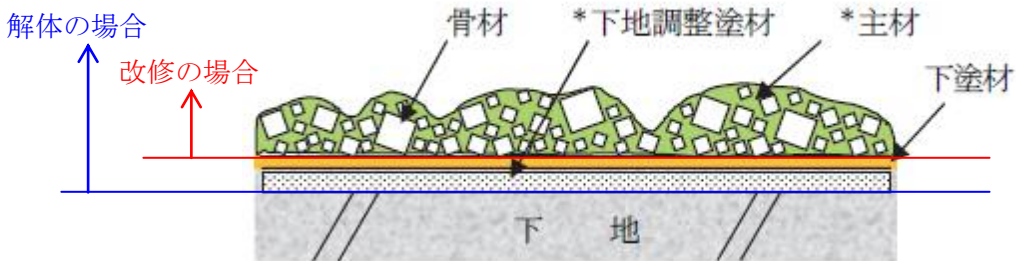
改修または解体のいずれの場合においても、塗材の種類や工法が部位などによって異なっている場合や、棟によって施工業者が異なっている場合は、それぞれ別に採取する。

4. 採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合がある。まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。
5. 改修（再塗装）で、塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする（図Ⅲ－１の赤色線で示した範囲）。
6. 解体を目的とした場合には、下地調整塗材および仕上塗材が調査対象となり、コンクリートの上までを調査対象範囲とする（図Ⅲ－１の青色線で示した範囲）。
7. 目視上、施工が同じようにみえていても、塗り重ねの場合、既存仕上塗材が残存している可能性を考慮し、外壁、内壁、上裏のように施工が異なる可能性を有する部位については、別途採取調査することが望ましい。

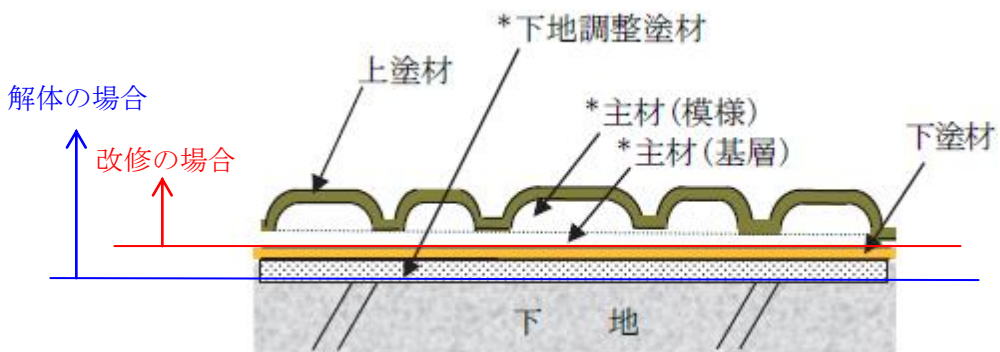
【薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例】



【厚付け仕上塗材（上塗材なし）：吹放し模様の例】

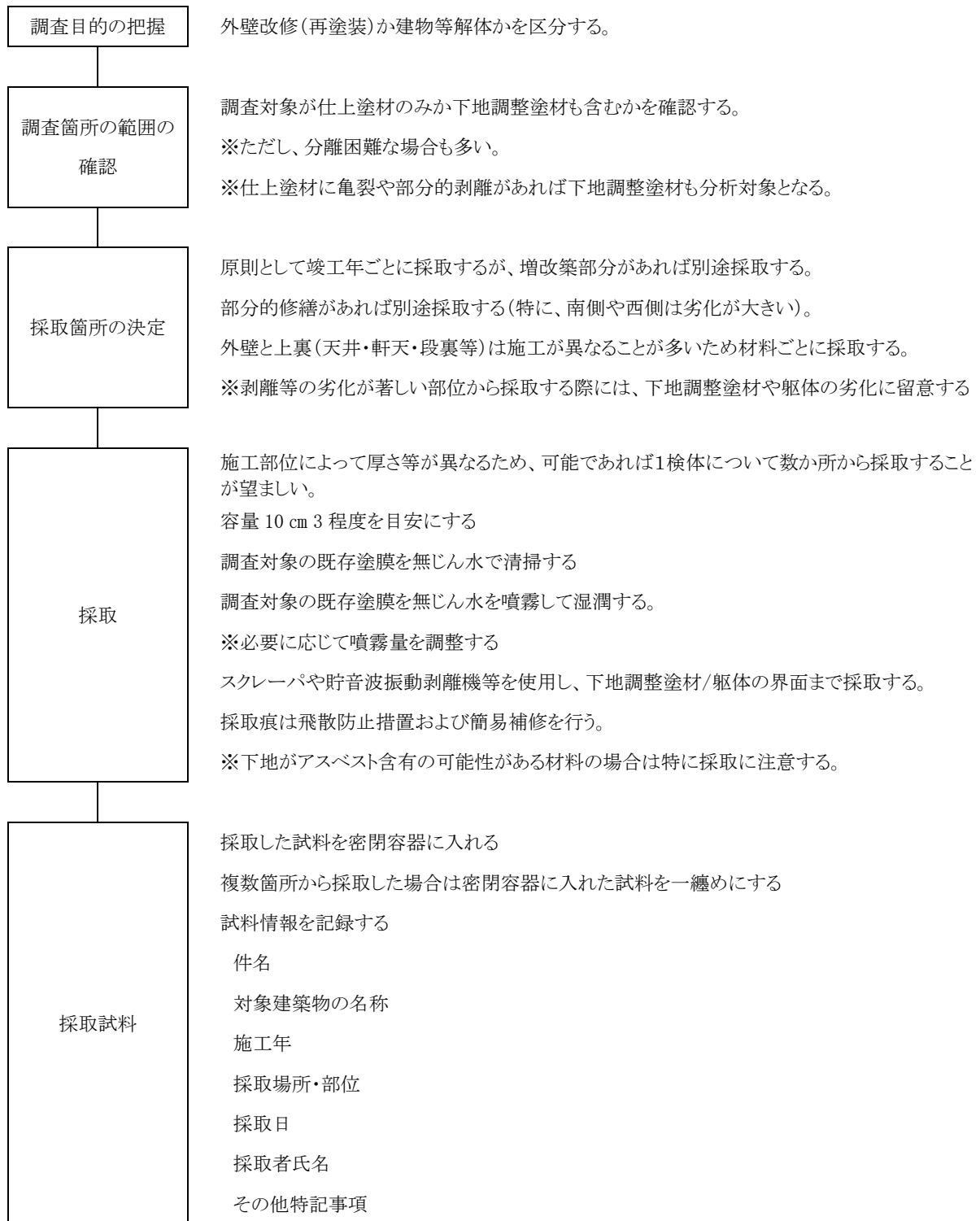


【複層仕上塗材：凸部処理模様の例】



図Ⅲ－1 建築用仕上塗材の試料採取部位

図Ⅲ-2 建築用仕上塗材(下地調整塗材含む)分析用試料の採取手順



建築用仕上塗材(下地調整塗材含む)分析用試料の採取写真

採取

※採取箇所をビニール袋で囲んで養生し、
採取した塗材をそのままビニール袋内に封入。



湿潤化

※塗材によってはトップコートが水を弾く。
スクレーパーを入れて剥離した部位は
湿潤されていないため、
必要に応じ、適時湿潤を追加する。



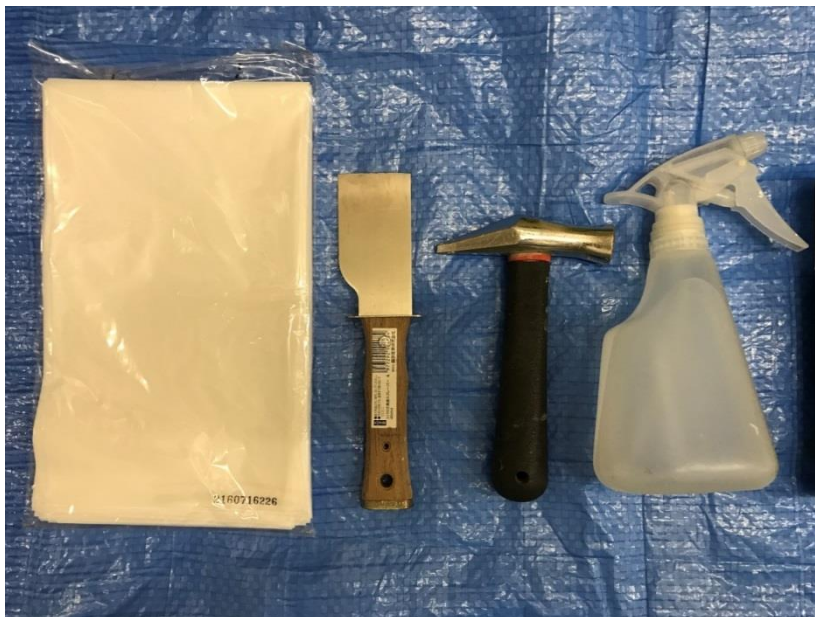
採取痕の固化

※固化材噴霧や接着剤塗布を行う。
塗材と類似した色のスプレーを塗布し、
簡易補修を兼ねることも一般的。



採取道具の例

養生シート
採取用ビニール袋
スクレーパー
ハンマー
湿潤用無じん水



簡易補修用カースプレー
飛散防止用スプレー接着剤
飛散防止用固化材



※複層材の採取痕の凹みが気になる場合には、ノンブリードのシール材等による簡易補修が有効である。

付録IV. 事前調査の結果報告書（様式例）

40年保存

平成 年 月 日
報告書 No. _____

殿

アスベスト有無に関する（事前）調査結果報告書

貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

(会社名) 印
(代表者名)
(住所)

調査の種類	1. 石綿則第3条に基づく事前調査 2. その他の調査		
調査期間			
調査責任者	(氏名)		
	(資格名等)		印
	(所属部署)	Tel	
対象物件概要	施設名		
	竣工年	文書記録	設計図書・維持保全記録
	所在地		
	分類	建築物	工作物
	規模	屋内工作物・屋外工作物	
	建物構造	S造・SRC造・RC造・木造・その他()	
	用途 (複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・工場／倉庫 ・娯楽施設 ・学校／病院 ・公共施設 ・店舗 ・特殊建築物() ・運輸関連施設 ・戸建住宅 ・共同住宅 	電力・石油/ガス・化学プラント ボイラー・焼却施設 その他()
調査対象材料 (複数選択可)	吹付け材・保温材・断熱材・耐火被覆材・成形材・その他()		
調査方法 (複数選択可)	書面調査・現地調査・分析調査		
調査結果			

40年保存

調査結果の概要

1. 特記事項（調査の範囲（アクセス不能であった箇所、改修の場合は調査対象外の箇所）も記入）

--

2. レベル1 判断根拠の資料番号：

階・部屋名	場 所

3. レベル2 判断根拠の資料番号：

階・部屋名	場 所

40年保存

4. レベル3 判断根拠の資料番号:

階・部屋名	床	巾木	壁	天井	その他

5. その他 判断根拠の資料番号:

階・部屋名	設備、機器等の名称

備考:各レベル区分に該当する石綿含有建材は下記の通りです。

レベル1	①吹付け石綿	レベル2	⑤石綿含有保温材（吹付け材を除く）
	②石綿含有吹付けロックワール		⑥石綿含有断熱材（吹付け材を除く）
	③石綿含有吹付けパージミキライト		⑦石綿含有耐火被覆材（吹付け材を除く）
	④石綿含有吹付けパージライト		⑧その他の石綿含有建材（成形板等）
		レベル外	⑨上記のレベル以外の石綿含有製品をいい、 これには石綿紡織品等が該当する。

石綿有無に関する調査 ワークシート									
階数		部屋名				(No.)			
部位	一次調査(書面調査)			二次調査(現地調査)			結果(レベル)		
	材料名、製品名等	備考	結果	現状	予定サンプリング	備考	実施サンプリング	結果	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	
	改修:		□有り □なし □不明 根拠:	□同左	□ AS □ VS □ NS		□ AS (No.) □ VS (No.) 写真:	□レベル1 □レベル2 □レベル3 □無石綿 □不明	

特記事項:

◎判断根拠とした文書の種類
a.国土交通省DB b.メーカーの証明書・HP c.材料から無含有が明らかでないもの z.その他(具体的に記載)
AS:分析用 VS:確認用(裏面等) NS:サンプリング不要

◎サンプリング
AS:分析用 VS:確認用(裏面等) NS:サンプリング不要

参考注:一次調査の結果を記入し、二次調査時に現場まで持っていくことを想定した様式(調査する者にとって、報告書(詳細表・表紙)をまとめるためのもの)で提出はしない
JATI協会 アスベスト有無に関する調査報告書モデル様式(ワークシート)2016.2.1版

アスベスト有害物質調査 詳細表

【調査】調査の種類
 調査期間
【調査】調査の範囲
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)

【対象物件】
 施設名
 竣工年
 所在地
 階数
 用途
 備考

【調査】調査の種類
 調査期間
【調査】調査の範囲
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)

No	階数	調査箇所	調査方法	調査結果	一次調査(調査結果)		二次調査(調査結果)		備考								
					調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果			
1	1F	事務所	調査	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果

【調査】調査の種類
 調査期間
【調査】調査の範囲
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)
 二次調査(現地調査)

参考注：報告書とともに提出することを想定した様式
 JATI協会 アスベスト有害物質調査報告書 モデル様式(詳細表)2016.2.1版

